

3水管第1692号
令和3年10月8日

都道府県知事 殿

水産庁長官

令和4年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕は、この状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、今般の漁業法（昭和24年法律第267号）改正において、特定水産動植物採捕の罪等が創設されるなど大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和4年漁期におけるシラスウナギの特別採捕許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和 4 年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る特別採捕許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

令和 2 年 12 月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。)が成立し、令和 4 年 12 月までに施行されることとなっている。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、採捕者による漁獲番号の記録及び取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成をすることにより特定の水産動植物の流通の適正化を図るものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として定めることが検討されている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因について、密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されていることから、水産流通適正化法における規制の運用及び知事許可漁業への移行も見据え、採捕・流通の実態を正確に把握し、現行の特別採捕許可の運用に問題がないかを検証されたい。

ついては、令和 4 年漁期(令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日)の特別採捕許可の運用においては、以下の措置を講じられたい。

なお、特別採捕許可の運用を見直す際には、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の特別採捕許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告や過少報告を発生させる要因にもなる。

このことから、採捕されたシラスウナギを当該都道府県内の養殖用種苗の供給に限定している場合には、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとする。

また、当該都道府県下の池入数量以上の採捕が見込まれる都道府県においては、供給先を当該都道府県内の供給に限定する必要はなく、採捕数量の上限を定める必要もない。

- (5) シラスウナギの正確な採捕報告を担保するため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。
- (6) 特別採捕許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、

その分を報告しない、過少報告するなどが指摘されている。このことから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告や過少報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反するものとならないよう十分留意されたい。

2 採捕期間について

特別採捕許可の期間は、原則として、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を 12 月 1 日より前に設定して差し支えないが、前倒しする期間を上回る許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整すること。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第 26 条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の制限に加え、令和 3 年 1 月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和 4 年漁期の池入数量の上限（21.7 トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討すること。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とはいえない。

平成 30 年 7 月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第 168 条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることから、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

(参 考)

産卵のために河川から海に下るウナギ資源の保護に取り組み都道府県について

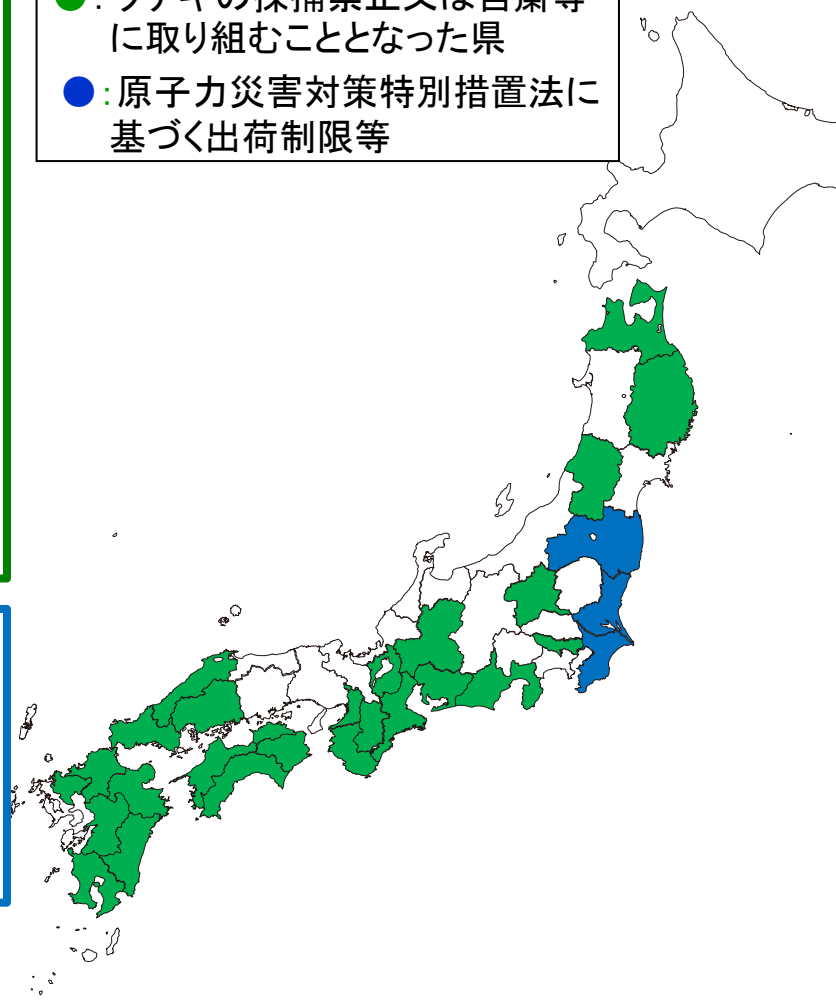
【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県	:10月～2月(内水面・海面)
宮崎県	:10月～3月(内水面)
熊本県	:10月～3月(内水面・海面)
高知県	:10月～3月(内水面・海面)
青森県	:10月～5月(内水面)
愛媛県	:10月～3月(内水面・海面)
徳島県	:11月～3月(内水面・海面)
静岡県	:10月～2月(内水面)
広島県	:10月～3月(内水面)
岐阜県	:10月～3月(内水面)
島根県	:11月～3月(内水面)

【原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等】

- ・福島県 阿武隈川
- ・茨城県 利根川
- ・千葉県 利根川

- :ウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むこととなった県
- :原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等



【自主的な取組】

愛知県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
福岡県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
東京都:下りウナギの再放流を実施。
三重県:下りウナギの再放流を実施。
奈良県:下りウナギの漁獲を自粛。
佐賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
大分県:下りウナギの漁獲を自粛。
山口県:下りウナギの漁獲を自粛。
群馬県:下りウナギの漁獲を自粛。
和歌山県:下りウナギの漁獲禁止又は自粛。
岩手県:下りウナギの漁獲禁止。
山形県:下りウナギの漁獲禁止。
滋賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。
大阪府:下りウナギの漁獲を自粛。